

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年3月27日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官

議 題

令和7年3月13日の付議案件の一部修正

議事の概要

- 議題「令和7年3月13日の付議案件の一部修正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

令和7年3月13日の付議案件の一部修正について

令和7年3月27日
給 与 局

令和7年3月13日の付議案件「人事院規則9—2(俸給表の適用範囲)等の一部改正」のうち、以下の人事院規則等の一部改正について、以下のとおり所要の修正を行った上、改正内容に応じて公布・施行することとする。

【人事院規則】

1 人事院規則9—2(俸給表の適用範囲)

令和7年3月13日に議決された人事院規則9—2—74について、公布日・施行日ごとに(1)及び(2)に分割する。

(1)人事院規則9—2—74

栄養士法(昭和22年法律第245号)の改正により栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることに伴う医療職俸給表(二)の適用範囲を定めた規定の改正について、令和7年4月1日に公布・施行する。

(2)人事院規則9—2—75

国土交通省海事局に船舶検査測度官を新設することに伴う専門行政職俸給表の適用範囲を定めた規定の改正について、令和7年度当初予算成立日の翌日(令和7年度当初予算が令和6年度内に成立した場合は、令和7年4月1日)に公布・施行する。

2 人事院規則9—17(俸給の特別調整額)

令和7年3月13日に議決された人事院規則9—17—172について、公布日・施行日ごとに(1)及び(2)に分割する。

(1)人事院規則9—17—172

(2)に掲げる警察庁の組織改正に伴う規定の改正以外のものについて、令和7年4月1日に公布・施行する。

(2)人事院規則9—17—173

警察庁サイバーセキュリティ対策研究・研修センターが廃止され、サイバーセキュリティ対策研究センターが新設されることに伴う改正について、令和7年度当初予算成立日の翌日(令和7年度当初予算が令和6年度内に成立した場合は、令和7年4月1日)に公布・施行する。

3 人事院規則9—30(特殊勤務手当)

令和7年3月13日に議決された犯則取締等手当の改正及び船員作業手当の新設

に係る人事院規則 9—30—112 について、令和 7 年度当初予算成立日の翌日（令和 7 年度当初予算が令和 6 年度内に成立した場合は、令和 7 年 4 月 1 日）に公布・施行する（令和 7 年 4 月 1 日適用）。

【権限委任関係】

4 昭和38年人事院公示第5号

令和 7 年 3 月 13 日に議決された人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた公示（昭和 38 年人事院公示第 5 号）の一部改正を行う人事院公示について、公示日・効力発生日ごとに（1）及び（2）に分割する。

（1）令和7年人事院公示第●号の制定

人事院規則 9—123（本府省業務調整手当）の改正に伴い所要の改正を行う人事院公示を令和 7 年 4 月 1 日に公示し、同日から効力を発生させる。

（2）令和7年人事院公示第●号の制定

人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の改正に伴い所要の改正を行う人事院公示を令和 7 年度当初予算成立日の翌日（令和 7 年度当初予算が令和 6 年度内に成立した場合は、令和 7 年 4 月 1 日）に公示し、同日から効力を発生させる。

以 上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―二―七四

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（医療職俸給表(二)の適用範囲） 第十三条 医療職俸給表(二)は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設	（医療職俸給表(二)の適用範囲） 第十三条 医療職俸給表(二)は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設

設、検疫所及び学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。ただし、教育職俸給表(二)の適用を受ける者を除く。

一 (略)

二 栄養管理に従事する栄養士及び管理栄養士

三 十一 (略)

設、検疫所及び学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。ただし、教育職俸給表(二)の適用を受ける者を除く。

一 (略)

二 栄養管理に従事する栄養士

三 十一 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―二―七五

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門行政職俸給表の適用範囲） 第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。	（専門行政職俸給表の適用範囲） 第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

一〇三 (略) 四 沖縄総合事務局、<u>地方運輸局</u>又は運輸監理部の海事技術専門官及び<u>国土交通省海事局の船舶検査測度官</u> 五〇十二 (略)	一〇三 (略) 四 沖縄総合事務局、<u>国土交通省海事局、地方運輸局</u>又は運輸監理部の海事技術専門官及び<u>船舶検査官</u> 五〇十二 (略)
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一七―一七二

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一〇六（略） 七 警察庁	別表第一（第一条関係） 一〇六（略） 七 警察庁

	研究所				(略)	組 織
	課長 部長 副所長 所長 室長（人事院の定めるものに限る。） 主任研究官（人事院の定めるものに限る。）				(略)	官 職
	四種				(略)	区 分

	研究所				(略)	組 織
	課長 部長 副所長 所長 室長（人事院の定めるものに限る。） 主任研究官（人事院の定めるものに限る。）				(略)	官 職
	四種				(略)	区 分

国立感染症研 究所			
副所長	部長	総括研究官（人 事院の定める ものに限 る。）	室長（人事院の 定めるものに 限る。）
一種	二種	三種	四種（人 事院が 別に定 める場 合にあ つては 二種又

国立感染症 研究所支所					
課長 室長（人事院の 定めるものに 限る。）	課長	部長	支所長	課長 主任研究官（人 事院の定める ものに限 る。）	
四種	三種	二種		四種	は三 種）

			二十九 (略)		(略)	
			三十 農林水産省		(略)	
建設所	地方農政局 の事務所又 は事業所の	(略)	組織	官職	(略)	
める場	別に定 事院が 四種(人	(略)	区分		(略)	

			二十九 (略)		(略)	
			三十 農林水産省		(略)	
建設所	地方農政局 の事務所又 は事業所の	(略)	組織	官職	(略)	主任研究官（人 事院の定める ものに限 る。）
	四種	(略)	区分		(略)	

地方整備局		(略)	組 織
(略)	次長	(略)	官 職
(略)	一種	(略)	区 分

三十七 国土交通省

三十一～三十六 (略)

(略)			
(略)	(略)		
(略)	(略)	種	は 三 二種又 つては 合にあ

地方整備局		(略)	組 織
(略)	副局長	(略)	官 職
(略)	一種	(略)	区 分

三十七 国土交通省

三十一～三十六 (略)

(略)			
(略)	(略)		
(略)	(略)		

三十八〜四十四 (略)	(略)
	(略)
	(略)
三十八〜四十四 (略)	(略)
	(略)
	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一七―一七三

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一〆六（略） 七 警察庁	別表第一（第一条関係） 一〆六（略） 七 警察庁

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八 〓 四 十 四 (略)	(略)	組 織
	(略)	官 職
	(略)	区 分

八 〓 四 十 四 (略)	(略)	組 織
	(略)	官 職
	(略)	区 分

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―三〇―一一二

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類） 第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとす	（特殊勤務手当の種類） 第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとす

る。

一〇二十七 (略)

二十八 船員作業手当 (第三十一条の二)

(犯則取締等手当)

第二十八条の五 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

一の二 警察庁関東管区警察局に所属する職員のうち人事院の定める職員が警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関して、被疑者等の住居又は事務所等において刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第

る。

一〇二十七 (略)

(新設)

(犯則取締等手当)

第二十八条の五 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

一の二 警察庁関東管区警察局に所属する職員のうち人事院の定める職員が警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関して、被疑者等の住居又は事務所等において刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第

百三十一号)の規定に基づく次に掲げる業務に従事したとき。

(1)・(2) (略)

二〽三 (略)

三の二 公安調査庁に所属する公安調査官が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第七条第二項の規定に基づく立入検査の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したとき。

四〽十二 (略)

2・3 (略)

(小笠原業務手当)

百三十一号)の規定に基づく次に掲げる業務に従事したとき。

(1)・(2) (略)

二〽三 (略)

(新設)

四〽十二 (略)

2・3 (略)

(小笠原業務手当)

第三十一条 (略)

第三十一条 (略)

(船員作業手当)

第三十一条の二 船員作業手当は、財務省、水産

(新設)

庁、国土交通省、気象庁又は海上保安庁に所属する船員が、航海中の船舶において行う業務で人事院が定めるもの又は人事院がこれに相当すると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日に

つき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級	三千九百八十円

海事職俸給表(一)六級以上の級	
医療職俸給表(一)四級以上の級	
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級	三千八十円
海事職俸給表(一)五級及び四級	
海事職俸給表(二)六級	
医療職俸給表(一)三級及び二級	
公安職俸給表(二)三級	二千五百七十円
海事職俸給表(一)三級	
海事職俸給表(二)五級	
医療職俸給表(一)一級	
公安職俸給表(二)二級	二千百二十円
海事職俸給表(一)二級	

海事職俸給表(二)四級及び三級	
公安職俸給表(二)一級	千六百七十円
海事職俸給表(一)一級	
海事職俸給表(二)二級及び一級	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事院公示第●号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 4 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一～十九 （略）	一～十九 （略）
二十 人事院規則 9—1 2 3（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項	二十 人事院規則 9—1 2 3（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項
(1)・(2) （略）	(1)・(2) （略）
(3) <u>第 3 条第 1 3 号イ</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。	(3) <u>第 3 条第 1 3 号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。
(4) <u>第 3 条第 1 3 号ロ又は第 1 5 号イ</u> からニまでの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。	(4) <u>第 3 条第 1 5 号イ</u> からニまでの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。

(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
二十一～二十四 (略)	二十一～二十四 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和7年4月1日から効力を発生する。

人事院公示第●号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一～七 （略）	一～七 （略）
八 人事院規則 9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項	八 人事院規則 9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項
(1)～(43) （略）	(1)～(43) （略）
(44) <u>第 28 条の 5 第 1 項第 3 号</u>	(44) <u>第 28 条の 5 第 1 項第 3 号</u>
<u>又は第 3 号の 2</u> の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。	の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。
(45)～(51) （略）	(45)～(51) （略）
(52) <u>第 31 条の 2 第 1 項の規定</u>	(新設)

<u>に基づき、人事院が定めるこ</u> <u>ととされている業務について</u> <u>定めること及び人事院が認め</u> <u>ることとされている業務につ</u> <u>いて認めること。</u>	
<u>(53) 第31条の2第2項の規定</u> <u>に基づき、人事院が定めるこ</u> <u>ととされている額について定</u> <u>めること。</u>	(新設)
<u>(54) (略)</u> 九～二十四 (略)	<u>(52) (略)</u> 九～二十四 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和7年●月●日から効力を発生する。